

[D年] 聖霊降臨節第3主日(2020年6月14日)

【旧約聖書日課】申命記 6章17～25節

17あなたたちの神、主が命じられた戒めと定めと掟をよく守り、¹⁸主の目にかなう正しいことを行いなさい。そうすれば、あなたは幸いを得、主があなたの先祖に誓われた良い土地に入って、それを取り、¹⁹主が約束されたとおり、あなたの前から敵をことごとく追い払うことができる。

²⁰将来、あなたの子が、「我々の神、主が命じられたこれらの定めと掟と法は何のためですか」と尋ねるときには、²¹あなたの子にこう答えなさい。

「我々はエジプトでファラオの奴隷であったが、主は力ある御手をもって我々をエジプトから導き出された。²²主は我々の目の前で、エジプトとファラオとその宮廷全体に対して大きな恐ろしいしるしと奇跡を行い、²³我々をそこから導き出し、我々の先祖に誓われたこの土地に導き入れ、それを我々に与えられた。²⁴主は我々にこれらの掟をすべて行うように命じ、我々の神、主を畏れるようにし、今日あるように、常に幸いに生きるようにしてくださった。²⁵我々が命じられたとおり、我々の神、主の御前で、この戒めをすべて忠実に行うよう注意するならば、我々は報いを受ける。」

【使徒書日課】ローマの信徒への手紙 10章5～17節

⁵モーセは、律法による義について、「掟を守る人は掟によって生きる」と記しています。⁶しかし、信仰による義については、こう述べられています。「心の中で『だれが天に上るか』と言ってはならない。」これは、キリストを引き降ろすことにほかなりません。⁷また、「『だれが底なしの淵に下るか』と言ってもならない。」これは、キリストを死者の中から引き上げることとなります。⁸では、何と言われているのだろうか。

「御言葉はあなたの近くにあり、あなたの口、あなたの心にある。」

これは、わたしたちが宣べ伝えている信仰の言葉なのです。⁹口でイエスは主であると公に言い表し、心で神がイエスを死者の中から復活させられたと信じるなら、あなたは救われるからです。¹⁰実に、人は心で信じて義とされ、口で公に言い表して救われるのです。¹¹聖書にも、「主を信じる者は、だれも失望することがない」と書いてあります。¹²ユダヤ人とギリシア人の区別はなく、すべての人に同じ主がおられ、御自分を呼び求めるすべての人を豊かにお恵みになるからです。¹³「主の名を呼び求める者はだれでも救われる」のです。

¹⁴ところで、信じたことのない方を、どうして呼び求められよう。聞いたことのない方を、どうして信じられよう。また、宣べ伝える人がなければ、どうして聞くことができよう。¹⁵違われないで、どうして宣べ伝えることができよう。「良い知らせを伝える者の足は、なんと美しいことか」と書いてあるとおりです。¹⁶しかし、すべての人が福音に従ったわけではありません。イザヤは、「主よ、だれがわたしたちから聞いたことを信じましたか」と言っています。¹⁷実に、信仰は聞くことにより、しかも、キリストの言葉を聞くことによって始まるのです。

【福音書日課】ヨハネによる福音書 3章1～15節

¹さて、ファリサイ派に属する、ニコデモという人がいた。ユダヤ人たちの議員であった。²ある夜、イエスのもとに来て言った。「ラビ、わたしどもは、あなたが神のもとから来られた教師であることを知っています。神が共におられるのでなければ、あなたのなさるようなしるしを、だれも行うことはできないからです。」³イエスは答えて言われた。「はっきり言っておく。人は、新たに生まれなければ、神の国を見ることはできない。」⁴ニコデモは言った。「年をとった者が、どうして生まれることができましょう。もう一度母親の胎内に入って生まれることができるでしょうか。」⁵イエスはお答えになった。「はっきり言っておく。だれでも水と霊とによって生まれなければ、神の国に入ることはできない。⁶肉から生まれたものは肉である。霊から生まれたものは霊である。⁷『あなたがたは新たに生まれねばならない』とあなたに言ったことに、驚いてはならない。⁸風は思いのままに吹く。あなたはその音を聞いても、それがどこから来て、どこへ行くかを知らない。霊から生まれた者も皆そのとおりである。」⁹するとニコデモは、「どうして、そんなことがありえましょうか」と言った。¹⁰イエスは答えて言われた。「あなたはイスラエルの教師でありながら、こんなことが分からないのか。¹¹はっきり言っておく。わたしたちは知っていることを語り、見たことを証しているのに、あなたがたはわたしたちの証しを受け入れない。¹²わたしが地上のことを話しても信じないとすれば、天上のことを話したところで、どうして信じるだろう。¹³天から降って来た者、すなわち人の子のほかには、天に上った者はだれもいない。¹⁴そして、モーセが荒れ野で蛇を上げたように、人の子も上げられねばならない。¹⁵それは、信じる者が皆、人の子によって永遠の命を得るためである。」

「聖書協会共同訳」(2018年版)読み比べ

申命記 6章17～25節

17あなたがたの神、主の戒めと、命じられた定めと掟を固く守り、¹⁸主の目に適う正しいことを行いなさい。そうすれば、あなたは幸せになり、主があなたの先祖に誓われた良い地に入り、これを所有して、¹⁹主が語られたとおり、すべての敵をあなたの前から追い払うことができる。

²⁰もしも将来、あなたの子が、「私たちの神、主が命じられた定めと掟と法とは何のためですか」と問うならば、²¹あなたの子にこう答えなさい。「私たちはエジプトでファラオの奴隷であった。しかし主は、力強い手によって私たちをエジプトから導き出した。²²主は私たちの目の前でエジプトに対し、すなわち、ファラオとそのすべての家に対して、大いなる恐ろしいしるしと奇跡を行い、²³私たちをそこから導き出した。それは私たちを導いて、私たちの先祖に誓われた地を与えるためであった。²⁴そして主は、私たちにこれらの掟をすべて行うように命じ、私たちの神、主を恐れ、今日あるように、いつも幸せに生きるようにしてくださった。²⁵命じられたとおり、私たちの神、主の前で、この戒めをすべて守り行うならば、それは私たちにとって義となるであろう。」

ローマの信徒への手紙 10章5～17節

⁵モーセは、律法による義について、「律法の掟をおこなう者は、その掟によって生きる」と書いています。⁶しかし、信仰による義については、こう述べられています。「心の中で『誰が天に上るだろうか』と言ってはならない。」それは、キリストを引き降ろすことです。⁷また、「『誰が底なしの淵に下るだろうか』と言ってはならない。」それは、キリストを死者の中から引き上げることです。⁸では、何と言っているのでしょうか。

「言葉はあなたのすぐ近くにあり、

あなたの口に、あなたの心にある。」

これは、私たちが宣べ伝えている信仰の言葉です。⁹口でイエスは主であると告白し、心で神がイエスを死者の中から復活させられたと信じるなら、あなたは救われるからです。¹⁰実に、人は心で信じて義とされ、口で告白して救われるのです。¹¹聖書には、「主を信じる者は、誰も恥を受けることがない〔別訳→失望することがない〕」と書いてあります。¹²ユダヤ人とギリシア人の区別はありません。すべての人の主であり、ご自分を呼び求めるすべての人を豊かにお恵みになるからです。¹³「主の名を呼び求める者は皆、救われる」のです。

¹⁴それでは、信じたことのない方を、どうして呼び求めることができるでしょう。聞いたことのない方を、どうして信じることができるでしょう。宣べ伝える人がなくて、どうして聞くことができるでしょう。¹⁵遣わされないで、どうして宣べ伝えることができるでしょう。「なんと美しいことか、良い知らせを伝える者の足は」と書いてあるとおりです。¹⁶しかし、すべての人が福音に従ったわけではありません。イザヤは、「主よ、誰が私たちの知らせを信じましたか」と言っています。¹⁷それゆえ、信仰は聞くことから、聞くことはキリストの言葉によって起こるのです。

ヨハネによる福音書 3章1～15節

¹さて、ファリサイ派の一人で、ニコデモと言う人がいた。ユダヤ人たちの指導者〔別訳→議員〕であった。²この人が、夜イエスのもとに来て言った。「先生、私も、あなたが神のもとから来られた教師であることを知っています。神が共におられるのでなければ、あなたのなさるようなしるしを、誰も行うことはできないからです。」³イエスは答えて言われた。「よくよく言うておく。人は、新たに〔別訳→上から〕生まれなければ、神の国を見ることはできない。」⁴ニコデモは言った。「年を取った者が、どうして生まれることができましょうか。もう一度、母の胎に入って生まれることができましょうか。」⁵イエスはお答えになった。「よくよく言うておく。誰でも水と霊とから生まれなければ、神の国に入ることはできない。⁶肉から生まれたものは肉である。霊から生まれたものは霊である。⁷『あなたがたは新たに生まれねばならない』とあなたに言ったことに、驚いてはならない。⁸風〔別訳→霊〕は思いのままに吹く。あなたはその音を聞いても、それがどこから来て、どこへ行くかを知らない。霊から生まれた者も皆そのとおりである。」⁹するとニコデモは、「どうして、そんなことがありえましょうか」と言った。¹⁰イエスは答えて言われた。「あなたはイスラエルの教師でありながら、こんなことが分からないのか。¹¹よくよく言うておく。私たちは知っていることを語り、見たことを証しているのに、あなたがたは私たちの証しを受け入れない。¹²私が地上のことを話しても信じないとすれば、天上のことを話したところで、どうして信じるだろう。¹³天から降って来た者、すなわち人の子のほかには、天に上った者は誰もいない。¹⁴そして、モーセが荒野で蛇を上げたように、人の子も上げられねばならない。¹⁵それは、信じる者が皆、人の子によって永遠の命を得るためである〔別訳→人の子を信じる者が皆、永遠の命を得るためである〕。」

黙想のためのノート

次主日聖書日課について

・6月14日「聖霊降臨節第3主日」の日課主題は「神の民の誕生」。「神の民」は、旧約で「イスラエル」として描かれる信仰共同体に対する概念呼称で、そのままの用語として現れる例は旧約、新約それぞれ数例ずつにとどまるが、民族共同体を想起させることのある「イスラエル」を普遍的共同体として位置づけていく旧約・新約を貫く神学において重要な用語となっている。

・旧約中、「イスラエル」は、まず「族長ヤコブ」の別称として現れ、「ヤコブ」を祖とする「十二部族」の総称として用いられ、また王国時代には北王国の呼称として用いられる。このことから、民族的同一性を前提とする共同体的社会が存在していたことが自明のこととして前提されることもあるが、そのような見方は必ずしも当てはまらない。旧約において「イスラエル」を「民」として成立させているのは、出エジプトの後にシナイ山でモーセを通して「律法」が人々に授与され、それを受け入れる応答がなされることによってであるが、その人々とは、「イスラエルの人々…一行は…およそ六十万人数であった。そのほか、種々雑多な人々もこれに加わった」(出 12:37~38)と描かれる集団である。すでにこの時点で、エジプトを出てシナイ山で「律法」を授与される集団は、民族性を失いアイデンティティを喪失した集団であり、ただ「出エジプト」と「律法授与」によって、その御業をなさり御言葉を語られる神の「民」という新たなアイデンティティを付与される。これが、「神の民」としての「イスラエル」である。

・新約では、初代教会において起こった「ユダヤ人」の教会から「異邦人」を含む教会へと展開したことが決定的に重要な出来事であったと理解され得るような記述があり、その後の教会でも通念としてそのように理解されてきた。そのような通念によって、キリスト教社会では繰り返し「反ユダヤ主義」が展開され、ナチス統治下のドイツでは「ユダヤ教徒」だけでなく血統としての「ユダヤ人」に対しても厳しい迫害が行われた。確かに、紀元1世紀は、ローマ帝国支配下で、いわゆる「熱心党」などに代表される一定の民族主義的抵抗運動があったと考えられる。しかし、主イエスの宣教や初代教会の営みは、そのような運動に対抗するためのものだったわけではない。むしろ、「神の民」としての「イスラエル」≒「ユダヤ人」の枠組みの捉え直しとして行われ、それゆえにファリサイ派など既存のグループとの間で議論が交わされ、その結果として内ゲバ的な迫害を被ることになった。

・6月第2日曜日は、日本基督教団の行事暦で「こどもの日・花の日」。この行事は、1856年に米国の一メソジスト教会で始められた礼拝が起源。子どもたちを歓迎することを目的に、礼拝堂を花で飾ったことから、「こどもの日」と共に「花の日」の呼称が用いられた。

旧約日課(申命記6章より)

・「申命記」は、「トーラー(律法)」=「モーセ五書」の第五巻で、「出エジプト記」から始められた出エジプト伝承に基づく「モーセ物語」の最後の巻。主要部分は、モーセがエジプトを出発してから40年の荒れ野の旅を振り返りながら、約束の地に入る直前の最後の教えを語るという形式で構成される。続く「ヨシュア記」以下の物語において基調となる歴史観が提示されており、聖書学者らは「申命記的歴史観」などと呼ぶ。日課箇所を含む6~8章には、新約・共観福音書の「荒れ野の誘惑」の逸話において主イエスが引用された聖句の典拠があり、共観福音書の歴史観を考察する上で無視できない部分となっている。

・「戒め」(17節、25節)は「ミツヴァー」、「定め」(17節、20節)は「エダー」、「掟」(17節、20節、24節)は「コーケ」、「法」(20節)は「ミシュパト」。これらを含む「教え」全体が「トーラー(律法)」と呼ばれるもので、「トーラー」は個々の規定等を指して用いられる用語ではない。

・20~25節は、「信仰告白」の継承を命じるもので、決まった定型の問いと答えによって代々交わされることによって「信仰告白」が継承される仕組みになっている。同様の形式は、「過越」の規定を告げる出エジプト12章(24~27節)にも見られる。ここでは、「これらの定めと掟と法」の意義を問う次世代に対して、前世代が、自分たちの先祖が経験した神の救いの歴史について想起させ、自分たちが古い秩序(エジプトの制度、ファラオの支配)から新しい秩序(律法に基づく神の民の制度、神の支配)へと移し出されて生かされている者であるという自己理解を基礎づけるものとして、それら「定め、掟、法」などを意義付けて教えている。それら「定め、掟、法」また「戒め」は、「古い秩序」から解放されたことのあるしるしであり、「古い秩序」から自由にされていることの象徴でもあるがゆえに、救いの出来事を経験した先祖たちのみならず、後の子孫たちにとっても、自分たちの存立基盤となる。

・このような形式による意義付けは、キリスト教会の自己理解においても極めて重要なものである。キリスト者の信仰は、個人的な救いの経験を不可欠とするものではない。同時代のみならず先祖・先達も含む「信仰共同体」が経験した救いの出来事によって、すでに「古い秩序」から解放され「新しい秩序」の中へと移された者として生かされているからこそ、そこから先祖・先達が囚われていたような「古い秩序」に引き戻されないために、先祖・先達の経験した救いの出来事を繰り返し想起しては、戻るべきではない「古い秩序」と、とどまるべき「新しい秩序」に対する明確な自覚が、繰り返し問われる必要がある。それは、個々の信仰が、単に個人的で特殊な経験に依拠するものではなく、より普遍的ですべての人にとって必要な救いの問題として形成されるための道筋ともなるのである。

使徒書日課(ローマ 10 章より)

・「ローマの信徒への手紙」は、使徒パウロがいまだ訪問したことのないローマ教会に宛てて、自身の新しい宣教計画(エスパニア異邦人伝道)への協力を求めて記した書簡。この宣教計画の基盤となる「異邦人」伝道に対する神学的指針を論じている。

・日課箇所は、申命記 30:12~14などを自由に引用しながら、「信仰告白」と「宣教活動」の不可分であることを主張している。キリスト教会において、「宣教活動」は、過去の「キリスト」において共同体(弟子たちの集団)が経験した救いの出来事を普遍性のある言葉で受け入れ、すでに救われた側に立たされている者として信頼をもってそこにとどまることを告白するときこそ成り立つ営みである。そこで語られるのは、個人的な救いの経験ではなく、常に、過去の「キリスト」において共同体が経験した救いの出来事であり、そこにある普遍的な救いの現実への招きであり、それゆえに、古い現実を拒絶する「悔い改め」(罪の自覚!)への招きなのである。

福音書日課(ヨハネ 3 章より)

・日課箇所は、他の福音書の伝えない「ニコデモ」に関する伝承と、それに関連する解釈が添えられている。ニコデモは、ヨハネ福音書のみで伝えられる初代教会のメンバーの一人で、民の議員としての地位にありながら「隠れ弟子」として過ごしていた人物として描かれている(7:50、19:39 など参照)。日課箇所は、10 節以下で、「ニコデモ伝承」を物語る言葉と福音書記者が説明する言葉とが入り乱れ、分かりにくくなっている。「新共同訳」は、10 節から 21 節までをまとめて一つのカギ括弧で括り、主イエスの言葉として翻訳しているが、「聖書協会共同訳」は、15 節まででカギ括弧を閉じ、16 節以下は福音書記者の説明として明示している。実際には、10~15 節中、11 節以下は福音書記者の説明として記されていると解釈することが、もっとも自然であろう。

・「ニコデモ」伝承は、「人が新たに生まれる」という初期教会で用いられるようになった表現に対する説明となっている。この「新たに生まれる」という表現は、「復活」という表象で言い表された事柄を言い換えようとしたものである。それは、自然的な生物の営みとして不可逆的に為されていることが、その秩序を破壊して再度行われる、というようなことではないと、明確に示される。その質的な差を言い表すために、ヨハネ福音書は「霊」的な次元を取り上げる。ここで「霊」は「水」と並んで取り上げられているが、「水」+「霊」という意味ではないだろう。自然的な営みを指し示すものとして「水」を、信仰の次元でなされる営みを指して「霊」を用いている。「水と霊とによって生まれる」とは、「まず水によって生まれた者は、霊からも生まれなければならない」という理解のもとで言われている。

来週の誕生日 (6 月 14 日~20 日)**主日礼拝の讃美歌から**

- ・21-148 番「全地よ、主に向かい」(I 4 番「よろずのくにびと」、I 5 番「こよなくかしこし」)は、カルヴァンの指導下でジュネーブ詩編歌に倣って作られた「英語ジュネーブ詩編歌」(~1562 年)に収められた詩編 100 編の歌。I 4 番や I 5 番は、同じ詩編歌の別版(編詞者違い)。
- ・21-57 番「ガリラヤの風がおる丘で」(= III 5 番)は、横浜指路教会で受洗し銀座教会員として長く歩んだ別府信男が中高生キャンプのために作詞し「ともにうたおう」の歌詞公募に応募して採用された歌詞に、カトリック信徒の作曲家・蒔田尚昊が曲を付した。
- ・21-544 番「イエスさまが教会を」は、『讃美歌第二編』編纂に際して公募入選した讃美歌。歌詞は、日キ鎌倉栄光教会信徒の石田直矣が家庭礼拝のための歌として作詞。曲は、阿佐ヶ谷教会信徒で音大教授、58 番「み言葉をください」や 470 番「やさしい目が」の曲を作った小山彰三の作曲。

21-148「全地よ、主に向かい」**GENEVAN 100 (OLD 100TH)**

1. All people that on earth do dwell,
sing to the Lord with cheerful voice;
him serve with mirth, his praise forth tell;
come ye before him and rejoice.
2. Know that the Lord is God indeed;
without our aid he did us make.
We are his folk, he doth us feed,
and for his sheep he doth us take.
3. Oh, enter then his gates with praise;
approach with joy his courts unto;
praise, laud, and bless his name always,
for it is seemly so to do.
4. For why? The Lord our God is good:
his mercy is forever sure;
his truth at all times firmly stood,
and shall from age to age endure.
5. To Father, Son, and Holy Ghost,
the God whom heav'n and earth adore,
from us and from the angel host
be praise and glory evermore.

(Evangelical Lutheran Worship #883)